

兵庫県公報

平成30年4月1日 日曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

県議会訓令	ページ
○ 兵庫県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令	1

県議会訓令

兵庫県議会訓令第1号

議会事務局

兵庫県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年4月1日

兵庫県議会議長 黒川 治

兵庫県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

兵庫県議会事務局処務規程（昭和50年兵庫県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「及び結核性疾患又は精神障害による病気休暇」を削り、同項第13号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項第8号イ中「又は支払計画示達額」を削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。